

令和6年10月3日

各部(室・局)長
会計管理者 各位
消 防 長

小美玉市長 島田 幸三
(公 印 省 略)

令和7年度予算編成について(通達)

令和7年度の予算編成を、次により進めるように通達する。

令和7年度予算編成について

我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により、緩やかな回復が続くことが期待される。

ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクや物価上昇などによる影響に十分注意する必要がある。

本市においても円安や物価上昇などの影響により、引き続き経常経費は増加が見込まれ、厳しい財政状況になることが予測される。

歳入では、市税を中心とした増加が見込みづらく、歳出では、高齢者や障がい者、低所得者などに対する福祉的な支援ニーズは、円安や物価上昇などの社会的な不安定さを背景に引き続き増加する見込みであり、令和7年度においても歳出見込額が歳入見込額を超過し、補填財源として財政調整基金からの繰入れに依存する予算編成となる事が想定される。

このように厳しい行財政環境ではあるが、予算編成を変革する好機と捉え、「小美玉市DX推進計画・実施計画」によるスマート自治体を推進し、事務事業の取捨選択を大胆に実施することで、効果的・効率的な支出を徹底させることが必要であるとする。

さらには、政策の企画・立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとするにより、ヒト・モノ・カネといった限られた経営資源を最大限活用し、市の将来を見据えた予算編成となるよう、全職員が徹底した議論を尽くし編成することが重要である。

また、市民への説明責任を果たす観点から、予算要求の根拠を明確にし、総合計画や事業計画等における位置づけや事業実績、さらには実施計画との整合性を十分精査した上での予算計上を指示する。

以上の認識を踏まえ、令和7年度予算を編成するものとするが、その他留意事項等については、予算編成方針をよく確認し、その意図を理解した上で予算編成に臨むこと。

各部(室・局)長
会計管理者 各位
消 防 長

小美玉市財務部長 菅谷 清美

令和7年度予算編成方針について(通知)

小美玉市財務規則第7条の規定に基づき、令和7年度予算編成方針を次のとおり定めたので通知する。

第1 所管部局別枠配分予算の算定

事業の優先度や費用対効果を見極め、限りある財源を重点的・効率的に配分するため、令和7年度予算編成においても引き続き「枠配分方式予算編成」を採用し、個々の施策と市民ニーズを熟知した事業担当部局が適切な事業選択を行うものとする。

経常的経費等に係る各部への財源配分にあたっては、「入るを量りて出づるを制す」という財政規律に沿って一般財源等見込額を算出したので、各部においても施策・事業の取捨選択を、英断をもって進めること。

各部長のリーダーシップの下、対前年度予算にとらわれることなく、部ごとの重点予算枠を設定するとともに、事務事業評価や外部評価に基づいた、ゼロベースからの事業の検証・見直しを行い、各部局内で十分な調整を図ることにより、増減あり、皆減ありのメリハリのある予算要求とし、必ず示された枠配分内に収めること。

但し、令和7年度当初予算枠は国の動向により変動する可能性もある事を念頭に入れて予算編成をすること。

第2 国の動向及び経済状況

「月例経済報告(令和6年6月)」では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、「経済財政運営に当たっては、まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を実際に作り出す。」とし、財政健全化の旗を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、予算編成においては、2025 年度から3年間、これまでの歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とすること、また、E BPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底するなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしている。

第3 本市の財政状況と今後の見込み

(1) 令和5年度決算状況

本市の令和5年度普通会計の決算状況を見ると、歳入面では、地方税や地方交付税等が増額となったため、前年度比で一般財源が2.8%増となった。

歳出面では、義務的経費が1.8%減、投資的経費が11.1%減、物件費で6.7%増、繰出金で5.8%増、全体では約4.6億円減(1.9%減)となっている。

財政健全化の指標である実質公債費比率は6.9%、将来負担比率は17.7%となっているが、将来負担比率は県内でも高い位置にあり、決して楽観視できるものではない。

(2) 令和7年度の見通し

コロナ禍からの脱却により景気は緩やかに回復している一方で、景気の下振れや長引く原材料価格・物価高騰などを背景に所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況である。

以上により、歳入では市税等の増加を見込みづらく、歳出では人件費や扶助費等の義務的経費の増加は顕著となっている。

中でも、老朽化する公共施設の維持保全や解体など、歳出の増加は令和7年度以降においても避けられない引き続き大変厳しい財政状況にある。

今後は、より少ない予算で最大の効果が出せる事業体系を全庁的に構築していかなければ、後年の施政方針に即した事業展開が困難になることも予想されるため、常に費用対効果を考えた行財政運営が必要となる。

このような厳しい財政状況を、各部において職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要がある。

歳入が徐々に減少していくことを受け止めながらも、小美玉市第2次総合計画の将来像を実現するため、地域や市民、団体、事業者などの知恵を結集し、更に連携を深めながら果敢に挑戦していき、これまでに築いてきた市民参画と協働のまちづくりをより一層推し進め、シビックプライドの更なる醸成と内外に向けた情報発信の強化により、「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりにつなげていかなければならない。

そのためには、厳しい財源配分を強いることになるが、各部署が主体性を発揮し、多様化する市民のニーズを的確に把握し、外部評価、実施計画と予算編成の連動性を高めることにより、成果重視の視点に立ったマネジメントサイクルを徹底していく必要がある。

特に既存の事務事業については、これまでの成果を厳しく評価した上で、施策の優先順位を洗い直し、存廃を含めた見直しを断行するとともに、民間活力を積極的に活用するなど、市民目線からの事務事業の見直しや事業手法の見直しを積極的に進めるなど、必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立が必要である。

市民への説明責任を果たす観点からも、公正で開かれた市政を実現するため、予算データや概要等を広く公表し、行政情報の積極的な透明化を図っていくこととする。

第4 予算編成に当たっての留意事項

(1)歳入について

令和7年度においても、歳入の中心となる市税は、急速に進む少子高齢化・人口減少の影響等により大幅な増加が見込みづらい状況である。このため、新たな財源確保・歳出削減の取り組みを強化する。

具体的には、未利用市有財産の売却、手数料・使用料の見直し、活用可能な国庫補助金等外部資金など、あらゆる角度から新たな財源確保策を検討のうえ要求すること。

(2)歳出について

①事務事業の選択における優先順位の考え方

普通交付税の基準財政需要額の単位費用として組み込まれている事業を優先し、基準財政需要額に算定されていない市単独事業等については、事業の検証・見直しを行うこと。

限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先すること。

既存の予算、組織にとらわれず、事務事業及び組織のあり方について抜本的に見直すこととし、限られた財源・人員で的確に政策課題の成果を上げていくためにも、業務の簡素化・無駄の排除・手順の見直し等、行財政改革に徹底的に取り組むこと。

政策(事業)の企画・立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする。

②公共施設の運営体制の見直し

公共施設の運営費については、指定管理者制度の導入や業務委託(アウトソーシング)を実施する自治体の経費をもとに交付税が算定され、この項目について、従来よりも交付税が削減されていることから、公共施設の運営体制の見直しを進めること。

③補助金等の見直し

補助金等見直し基準を踏まえ、公益性の判断、補助目的の明確化と効果の検証を十分に行った上で予算要求すること。特に、既存の補助金で一定の年数を経過したものについては、廃止・休止の検討を行うこと。

なお、団体補助金については、小美玉市補助金等審議会の答申に基づき精査の上、予算化すること。

国県との協調補助金で、国県の支出金の減額・廃止等があった事業(過去に減額・廃止のあった事業も含む。)については、事業の見直しを図る機会ととらえ、その必要性等を十分に精査の上、減額・廃止等の措置を講じること。

④普通建設事業費について

すべての普通建設事業費は、実施計画を基に予算計上とする。(実施計画の評価・決定については、令和6年10月3日(木)に政策企画課より通知する)

実施計画未計上、及びAA評価の決定を得ていないものは予算要求出来ないので注意すること。

また、更なるコスト縮減を図るため、一部圧縮して一般財源を配分する。

⑤公債費の抑制・後年度への負担転嫁の回避

市債については、世代間の負担公平の観点から、普通建設事業にあってはその耐用年数に応じて、地方交付税措置率の高い事業債を中心にその活用を図ってきたが、市債の償還には将来世代の税金が充てられることとなるため、一般会計・特別会計の区別なく、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、市債を活用する事業を厳選し発行額の抑制に努め、交付税措置のない市債の発行は、後年度への負担転嫁となるため、原則として行わないこととする。

⑥新規事業について(普通建設事業費を含む)

事前に実施計画で評価・決定していないものについては、当初・補正予算とも要求できないので注意すること。

また、実施計画で評価・決定されたものであっても、後年度への財政負担や費用対効果など、あらゆる視点から事業内容・事業費の精査を行った上で、要求すること。

なお、新規事業の予算要求に当たっては、事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うなど既存施策の廃止・縮減等を前提とするものとし、それにより捻出した一般財源を当該新規事業に充てるよう努め、国・県・市・民間の役割分担を明確化し、真に市でなければ処理できない事業に限定した要求とすること。

⑦年間予算の作成・見積手法の見直し

通年予算としての的確に見積もり、真に必要な額を精査の上、当初予算の段階から不用額の抑制に努めること。

根拠となる見積書については、複数から徴取し、同じ仕様のものであるならば、金額提示の低い業者の数字を採用すること。

なお、年度途中の補正は、編成過程で特に協議したもののほか、緊急かつ、止むを得ないものに限るものであり、年間の財政需要のすべてについて検討を行った上で要求すること。

例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法を見直すなどにより是正に努めること。

⑧国の動向の的確な把握と対応

今後の国の動向について、大きな変化が予想されるところであるが、当面は現行制度での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

⑨指摘事項への対応

決算議会にて指摘を受けた事項を精査し、確実に反映させること。

第5 予算編成要領

【歳入に関する事項】

従来歳入予算は、歳出予算に比べ、ともすれば軽視されがちにあるが、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、社会情勢の変動、国・県の施策・制度改正の動向等に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に積極的に

取り組むとともに、過大・過小の見積もりにならないようにするほか、市債発行総額の抑制に特に留意すること。

特に、新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うこととともに、各種他団体の助成制度についても幅広い視点から検討し、積極的に活用すること。さらに、収入源の完全捕捉、適正な受益者負担の確保等に努めること。

(1)市税

市税収入は、財政運営の根幹を成すものであり、その見積もりにあたっては、今後の経済情勢の動向や地方税制度の改正等を慎重に見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、的確な額を見積もること。

また、税金等の納付書による収納(領収済通知書の返却を要する収納を含む)全てについて、手数料負担が生じていることから、金融機関と連携し口座振替推進を強化するとともに、あらゆる公金収納についてキャッシュレス化に向けた取組みを強化すること。

(2)国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性、効果、内容等の精査・検討を行い、市債発行額や一般財源所要額を考慮の上、対象事業を厳選するとともに、国・県の制度改正や予算編成の動向等に注意を払い、補助対象事業化の工夫を図るほか、補助対象、補助・負担率、補助単価等について関係機関との連絡を密にするなど正確に把握し、過大見積もりや超過負担を招くことがないよう積算等に留意して、確実な額を見積もること。

また、国・県の助成対象事業になるものを市単独事業として施行する事がないよう十分留意し、積極的に補助金等の確保を図ること。

(3)使用料及び手数料・分担金及び負担金・雑入

受益者負担の原則、住民負担の公平性の確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市町村の現況や類似施設の動向などを常に把握するとともに、受益者負担の措置が採られていないものは必ず見直しを行い、的確な額を見積もること。

また、各種施設の運営にあたっては、市民サービスの確保と利用率の向上に努めること。

(4)財産収入等

財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し増収を図ること。市有財産については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地等については、処分を含め、有効活用をさらに検討すること。

(5)市債

市債は、その元利償還金である公債費の増加に伴う財政負担が、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、財源の不足を安易に市債に転嫁するような事業計画は厳に慎み、通常事業分に係る発行総額を公債費の元金償還額の範囲内とするように努めること。

従って、市債活用にあたっては、事業の緊急性・必要性・投資効果・施設水準の適正化等を検討し、適債事業を厳選して見積もるとともに、交付税措置のある有利な市債の活

用を心掛けること。なお、事業の適債性、充当率等について財政課と事前協議を必ず行うこと。

(6)その他の収入(ふるさと応援寄附金、ネーミングライツ料、広告収入などの税外収入)額の多少にかかわらず、貴重な財源という認識に立ち、零細または捕捉が困難なものについても極力把握し、収入の拡大と積極的な確保に努めること。

特に、特定財源については、歳出との関連性を十分に考慮し、漏らさず計上すること。

【歳出に関する事項】

歳出予算見積もりにあたっては、現在の多額の財源不足に対し、従来の経費節減を行うのみではもはや対応できない状況にあり、たとえ義務的経費といえども削減するなど、聖域を設けることなく、あらゆる手段を講じる必要があることを十分認識し、事務事業全般にわたり廃止・縮小・見直しを抜本的に検討するものとする。

その上で、ゼロベースを基調に事業の優先順位の厳しい選択を行い、集中させることにより、必要最小限の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう創意工夫し、経費の思い切った縮減に努めるとともに、限られた財源の重点的・効果的な配分を行うこととする。

従って、国・県の補助事業といえども安易に実施することなく、十分検討し選択するとともに、実施計画に掲げた事業についても、その実効性を確保するよう、計画・内容・経費・緊急性及び効果等についてさらに十分検討し精査すること。

これまで以上に厳しい内部努力により、「強い財政基盤」を確立するとともに、自己決定・自己責任のもと、地域の実情を踏まえた施策を展開していかなければならない。

また、計上された予算は、早期執行を念頭に予算執行計画を作成することにより、適切な執行管理に努めるとともに、予算執行により不用額が見込まれる場合は、補正予算の計上について速やかに財政課に相談すること。

(1)人件費

- ① 人件費については、現行の事務量・人員配置を精査する中で、定員管理や給与の適正化に努めるとともに、新たな行政需要等に対しては、効率的な事務の執行や部内相互応援の活用などにより抑制すること。
- ② AIやRPA等の先進技術を活用した業務プロセスの見直しを進め、職員体制の見直しや時間外勤務の削減、及び会計年度任用職員の抑制を図ること。
- ③ 既存事務事業の内容を更に精査し、行政責任を確保する中、外部委託化、ボランティアの活用や市民参画の促進等を図ること。
- ④ 労働時間の短縮や職員の健康保持の観点から、時間外勤務の実質的な縮減に取り組むこと。
- ⑤ 職員の時間外勤務における当該手当においては「時間外勤務手当見積書」を作成し、10月15日(火)までに人事課宛にメールで提出すること。
- ⑥ 所管長の適正な判断の元、事前に命令された時間外勤務により生じる手当については、原則として予算の範囲内でその全額を支給することを前提とし、各事業で来年度に想定される「時間外勤務」の合計時間数を見積ること。(この見積りには時間外勤務手当の支給対象となる職員(係長級以下)の時間外勤務の時間のみを算入

すること。)

- ⑦ 適正な手続きにより命令された勤務分は、全額支給を前提とするものの、限られた厳しい財政状況であることを踏まえ、業務の計画的処理を念頭としながら、適切な担当配分など管理職員を中心にマネジメントしながら縮減に努めること。
- ⑧ 各事業の時間数については、予定の事業や業務を十分に精査し、例年の状況と比較するなど根拠を整理して要求することとし、過大・過剰な見積りは認められないこと。
- ⑨ 会計年度任用職員の雇用を必要とする場合は、各所管において「会計年度任用職員任用要望書」(以下「要望書」という。)を作成し、10月15日(火)までに人事課宛にメールで提出すること。
- ⑩ 要望書の提出に際しては、計画的な事務事業の執行と課内や部内の応援体制等を踏まえ、最小限の要望にとどめ、臨時の業務等であっても真にやむを得ないものに限定すること。

(2)物件費・維持補修費・その他の一般経費

下記の物件費等の一般管理経費については、漫然と過去の実績によることなく、事務事業のあり方の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減を図るなど経費の節減・合理化に努めること。なお新聞購読料(定期購読契約で週2回以上発行のもの)及び飲食料品(賄材料費)の消費税は、軽減税率(8%のまま)の対象となるので留意すること。

旅費

出張の目的、効果、緊急度、必要性、日程等を十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して計上すること。特に、形式的・定期的に県外で行われる各種大会・総会等への参加旅費及び文書や電話、リモート会議等による照会、隔年出張等で目的が達成できるような先進地視察並びに各種審議会・協議会等の先進地視察旅費の計上は、認めない方針であること。

また、各種団体等の研修にかかる随行職員人数は必要最小限とすること。(研修参加人数10名に対し、所管課随行職員は1名を限度とする。)

需用費・備品購入費等

創意工夫により従来以上に節減を図ること。

感染症対策経費については、一括して健康増進課へ予算措置するため、各課独自の判断での購入は厳に慎むこと。

- ① 消耗品費 在庫管理を徹底し、極力節減を図ること。また、耐久性のある事務用品は、現に使用不能となり事務処理に支障を来しているものの更新以外は計上しないこと。作業着等の被服類については、管財課において一括して予算措置を講じることとするので、調整の上、各課での購入は厳に慎むこと。(防災管理課のみ例外)
- ② 燃料費 予算要求基準表を参考にして、適正価格にて見積もること。枠の算定は新年度単価×数量(又は実績)で積算した上、燃油高騰による直近の補正額等を踏まえ配分している。
- ③ 食糧費 会議及びイベント等での弁当支給はしない。
- ④ 印刷製本費 可能な限り庁内で印刷することにより、刊行物の見直し・整理統合や

暦年刊行、変更個所のみ印刷、広報紙や市ホームページの活用により経費削減に努めること。また、議会のペーパーレス化に伴う議案等の取り扱いも踏まえ、印刷製本発注の見直しを検討すること。

- ⑤ 光熱水費 使用量の再点検を行うとともに、なお一層の節電・節水等に努め、節減を図ること。燃油高騰を勘案し、直近の補正額等を踏まえ配分している。
- ⑥ 維持補修費 施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、施設の効用を維持し発揮するために、緊急性、必要性等が高いものから実施するなど計画的な対応を図ること。
- ⑦ 備品購入費 自動車の新規購入やロッカー、机、イス、空気清浄機、加湿器等の庁用備品の購入は認めない方針である。
また、管財課による事務用備品の一括集中管理を引き続き行う。
各部局は補助事業対象以外の事務用備品は予算計上できないので留意すること。
但し、特殊性のある備品等については財政課に相談の上、例外とする。

役務費

建物火災保険料・自動車共済保険料(任意保険)のうち、共済保険(全国市有物件災害共済会)については、管財課において一括して予算措置を講じることとする(消防本部、特別会計及び企業会計を除く)。

委託料

安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容を再検証し、業務に支障を来たさない範囲で必要最小限の委託内容とするほか、複数業者からの見積もりによる競争原理の強化など経費の一層の節減に努めること。

また、調査・設計委託については、基本的な方針を構築した上で計上し、職員の能力育成を図る観点からも、専門的な内容を除き、極力内部対応すること。外部団体等への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、所管課において十分に精査の上、見積もること。

借上料

本市の基準額に達していない借地料については、引き続き徹底した減額交渉に努めること。

(3)扶助費

扶助又は措置の実態を十分に把握し、国・県の制度によるものについては、国・県の予算編成の動向を見ながら現行制度に基づく単価とし、制度改定が確定しているものは改定後の単価で計上すること。過去の推移、不用額の状況等を十分に精査の上、厳格に見積もること。

市単独事業については、基準・対象・金額・事業目的及び効果等について十分に精査すること。

(4)補助費等

各種負担金・交付金については、行政責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮する中で見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積もること。

負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を見直し、形式的なものについては脱会を含め検討すること。

市単独の負担金、補助金及び交付金の新規及び増額計上は、原則として認めない方針であること。

(5)投資的経費

厳しい財政状況を考慮し、特に事業の緊急性、必要性、投資効果及び後年度の財政負担等を十分に検討し、事業費の多寡でなく、より多くの行政効果や市民の満足度を高めることを基準とするなど、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、更なるコスト縮減を図り、財源の範囲内で集中的に実施すること。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については十分に内容を検討すること。

補助事業

国・県の施策及び財源措置等の動向に十分な注意を払い、真に必要と考えられる事業を選択するとともに、より有利な補助制度の検討など財源確保に創意工夫を凝らすこと。

また、超過負担が生じないように十分に注意するとともに、過大な投資とならないよう留意すること。

市単独事業

緊急性・必要性・効果及び施設水準の適正化等を十分に検討し、事業の重点化を図り、その厳選に努めるとともにコスト縮減を図ること。

施設の整備

施設完成後の後年度の財政負担を考慮し、適正な規模、効果的な運営及び維持管理費の低減化等に十分留意すること。

工事等の設計

最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、内容及び工法等を十分に検討するとともに、所要経費を精査し的確に見積もること。

用地の購入

地価の情勢を認識し、利用目的、利用時期、国の補助認可見込み、取得の見込など、確実な見通しを立てて計上すること。

また、土地開発基金による先行取得は、安易な見込計上とならないようにし、将来の財政に及ぼす影響等を考慮の上、的確な事業計画に基づいて行うとともに、未利用地を含めた事業計画とすることや未利用地を交換物件とすることなど、その有効活用を検討すること。